

令和5年第3回昭島市議会定例会一般質問〈教育委員会関係〉について

青山 秀雄 議員(3～4ページ)

- 2 市のスポーツ施策について（生涯学習部）
（1）市のスポーツ施策諸問題について

小林 こうじ 議員(5ページ)

- 2 人口増加傾向にある昭島市の今後の子ども関連行政について伺う（学校教育部）
（2）公立学校の定員について

渡辺 純也 議員(6ページ)

- 3 一人も置き去りにしない教育の実現について（学校教育部）
（1）HSP・HSCへの理解を深める取り組みについて

永井 みつる 議員(7～8ページ)

- 1 給食費無償化について（学校教育部）
（1）予算確保のプロジェクトチーム設置
（2）東京都への要請
- 3 大人のビブリオバトルについて（生涯学習部）

ひえの たかゆき 議員(9ページ)

- 1 人が元気に暮らすまち昭島（生涯学習部）
（5）大神グラウンドへの屋根付きベンチ設置について

八田 一彦 議員(10ページ)

- 1 地域コミュニティについて（生涯学習部）
（2）広域なコミュニティについて

三田 俊司 議員(11ページ)

- 2 チャットGPTなどの生成AIの、行政や学校教育での活用について
(学校教育部)

なかお フミト 議員(12～14ページ)

- 3 不登校・ひきこもりへの昭島市による支援について (学校教育部)
 - (1) 昭島市の不登校・ひきこもりの現状と対応策について
 - (2) 市民の生活状況に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)について
 - (3) 不登校・ひきこもりの長期化を防ぐために昭島市が行うべき支援について
 - (4) 不登校・ひきこもり支援のための居場所づくりについて
 - (5) 不登校・ひきこもりについての相談・支援の窓口について

美座 たかあき 議員(15～18ページ)

- 1 コミュニティ・スクールについて (学校教育部)
 - (1) 学校運営協議会の委員選任について
 - (2) 学校運営協議会の運営について
 - (3) 制度の設置にともなう変化について
 - (4) 教員の負担について
 - (5) 児童、生徒の意見を反映する仕組みについて
- 2 学校水泳授業の民間利用について (学校教育部)
 - (1) 授業時間の増減について
 - (2) 教員の負担軽減について
 - (3) 運用実態の把握について
 - (4) 今後の展開について

佐藤 文子 議員(19 ページ)

- 2 小・中学校の給食無償化に昭島市として踏み出すことを求める (学校教育部)
 - (1) 全国で広がる「学校給食無償化」についてその意義・必要性をどのように捉えているか

ゆざ まさ子 議員(20ページ)

- 1 子育て支援体制の強化について (学校教育部)
 - (4) 就学援助世帯について
 - (5) 食材費負担軽減の取組について

青山 秀雄 議員 一般質問

2 市のスポーツ施策について（生涯学習部）

（1）市のスポーツ施策諸問題について

【生涯学習部長】

ご質問の2点目、市のスポーツ施策の諸問題についてご答弁申し上げます。

はじめに、駅から近い利便性を活かした公式大会のできる陸上競技場整備についてであります。

昭和24年に開設した陸上競技場は、これまで市民体育大会等において活用されてまいりましたが、一定の条件が付された日本陸上競技連盟の公認を得ていないことから、公式の大会を開催することはできません。

公式の大会を開催することができる公認の陸上競技場には、第1種から第4種までの4種があり、それぞれ開催できる大会の規模等が定められ、一定程度の競技会を開催するためには、第3種以上の公認取得が必要となります。

この第3種の公認を取得するためには、走路を全天候型にする必要があります、また、トラック内のインフィールドは天然芝にする等の条件があります。

現在の陸上競技場は、土質の走路であり、かつ、インフィールドは、人工芝であります。

また、更衣室などの付帯施設も必要になるなど多くの課題がありますが、ご指摘のとおり、最寄りの駅から近く利便性の高い立地にあることも踏まえ、今後の陸上競技場のあり方について、検討してまいりたいと考えております。

次に新春駅伝競走大会、伝統あるコースに復活し幅広い応援者の集える大会にすべきについてであります。

新春駅伝競走大会は、今年度で第69回を数える伝統ある大会であります。

第64回大会までは、昭和町を起点に市街地を周回するコースとして親しまれてまいりましたが、今日の交通量の増加等を背景に、昭島警察署から強い要請があり、第65回大会から、コースの変更を余儀なくされ、昭島駅北口の周回コースを採用し実施をいたしました。

しかしながら、昭島駅北口の周回コースは、狭隘であり、かつ商業施設の开店前に実施しなければならないという時間的制約があり、大会制限時間内での開催が困難であることから、第66回及び67回の新型コロナウイルス感染症による中止を経て、本年1月、安全に継続して開催が見込める残堀川調節池を活用した周回コースに変更し、第68回大会を開催いたしました。

ご質問の従来の周回コースへの復活につきましては、市街地における大規模な交

通規制が必要、かつ交通量増加に伴い事故の危険性が増しているなど、交通管理者である昭島警察署の許可を受けることには困難性があると考えております。

次に市のスポーツ協会との連携、大会への応援や支援策についてであります。

前回の大会では、コロナ禍において大会の確実な開催を最優先にしたため、一部、業務を委託いたしました。次回からは、中学生の部の表彰式はスポーツ推進委員が運営し、その他の部の表彰式をスポーツ協会が運営することとし、さらに立ち入り禁止区域における監視対応もスポーツ協会にお願いすることを実行委員会において検討しております。

来年の大会開催に向け、関係団体とのさらなる連携の強化に努めるとともに、新たな周回コースの定着を図り、これからの新春駅伝競走大会を、これまで以上に親しまる大会にしてまいりたいと考えております。

次に、調節池の今後の活用計画についてであります。

市では、残堀川調節池の平常時利用としての運動施設の整備を検討しておりますが、昨今の異常気象が引き起こすゲリラ雷雨等により、河川水の流入が今後も懸念され、その安全対策、及び施設整備等に要する財源の確保の見通しなど、継続した課題がございます。

引き続き、安全・安心な施設整備の実現に向け検討を進めてまいります。

小林 こうじ 議員 一般質問

- 2 人口増加傾向にある昭島市の今後の子ども関連行政について伺う（学校教育部）
（2）公立学校の定員について

【学校教育部長】

ご質問の2点目「人口増加傾向にある昭島市の今後の子ども関連行政について伺う」のうち、2点目の「公立学校の定員について」ご答弁申し上げます。

昭島駅北側における住宅開発により、大型集合住宅1棟の建設が既に着工されており、令和10年にかけて合計3棟、総戸数、約850戸が完成する予定であると伺っております。

この地域におきましては、小・中学校の学区が未設定となっており、大型集合住宅の建設に伴い、児童・生徒が通学する学区を設定する必要があることから、「昭島市立学校適正規模適正配置等審議会」を設置し、本年5月26日に「市立学校の適正規模」並びに「通学区域」について諮問し、これまで3回の審議会を開催してまいりました。

本審議会におきましては、各学校の現状、平成25年の答申、及び文部科学省の示す「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、本市の市立学校の適正規模と通学区域の考え方を整理するとともに、通学区域の設定などを調査審議しております。

この度の大型集合住宅建設に伴う児童・生徒数の増加見込みにつきまして、本審議会では、東京都教育委員会の教育人口等推計報告書で使用している、住民基本台帳に基づく実態調査などから算出した児童・生徒の出現率を用いて推計をしております。

この推計の結果から、3棟のうち最も規模の大きい481戸の集合住宅では、入居開始翌年度以降の小学1年生の入学予定者数は、令和7年度が17名、令和8年度が20名、令和9年度が25名、令和10年度が31名、令和11年度が38名となっております。

こうした増加に伴う学校施設の物理的対応や、児童・生徒の通学距離を考慮するなど、様々な視点を踏まえ慎重な審議を行っております。

現在の検討過程における通学区域の案では、通学を想定する学校のパソコンルームなどを普通教室に転用することにより、学級数増への対応は可能であると見込んでおります。しかしながら、大型集合住宅への入居開始以降、推計を超えた児童・生徒数の増加があり、総教室数が不足する場合には、校舎の増築などを検討する必要があるものと考えております。

渡辺 純也 議員 一般質問

- 3 一人も置き去りにしない教育の実現について（学校教育部）
（1）HSP・HSCへの理解を深める取り組みについて

【学校教育部長】

ご質問の3点目、「一人も置き去りにしない教育の実現について」の「HSP・HSCへの理解を深める取り組みについて」ご答弁申し上げます。

はじめに、「HSPやHSCに関するこれまでの取り組みについて」であります。

ご質問にもございましたが、HSPと呼ばれるハイリー・センシティブ・パーソンは、非常に感受性が強く敏感な気質を持った人を表し、その中で子どもは、HSC、ハイリー・センシティブ・チャイルドと呼ばれております。いずれも、疾患として診断されるものではなく、生まれ持った感受性や性格、気質による特性であると言われております。

こうした児童・生徒へのこれまでの取組として、各学校では、校内委員会や生活指導部会において、また、学校横断的には、生活指導主任会や初任者研修、支援員研修等において、児童・生徒の学校生活で感じる困り感の一つとして受け止めることや、多様な特性の一つであることを理解し、適切な対応が図られるよう努めております。

また、保護者からの相談に対しましては、教育相談機関、各学校双方において、心理士やスクールカウンセラーにより、HSP、HSCといった直接的な表現ではなく、「お子さんの繊細な部分」や「過敏さ」といった特性を分かりやすく具体的に伝えながら、個別の対応をともに検討し、活かせるよう努めております。

次に、「今後の定期的・継続的な取組について」であります。

多様な特性をもつ児童・生徒の困り感にいち早く気づき、適切な対応が図られるよう、教員や保護者がHSCへの理解を深めることが大変重要であると捉えております。

そのため、今後もこれまでの取組を継続するとともに、保護者会との話題として取り上げることや、個々の児童・生徒にある特性の更なる理解促進に資する取組を進めてまいります。

永井 みつる 議員 一般質問

- 1 給食費無償化について（学校教育部）
 - (1) 予算確保のプロジェクトチーム設置
 - (2) 東京都への要請

- 3 大人のビブリオバトルについて（生涯学習部）

【学校教育部長】

ご質問の1点目「給食費無償化」についてご答弁申し上げます。

はじめに、「給食費無償化の実現に向けたプロジェクトチームによる予算確保の議論について」であります。これまでも「給食費無償化」を含む各種重要施策の実施にあたりましては、関係部署が情報共有をした上で連携し、対象施策の費用対効果や財源の見通しを検証するなかで、実施の可否について検討し、最終的には、市長のもと政策会議に付して実施か否かの意思決定を行っております。

そのため、今後におきましても、関係部署が緊密な連携を図り、部課横断的に議論する中で、給食費無償化の方向性について、検討してまいります。

次に、「給食費無償化における東京都への要請について」についてであります。

学校給食費の無償化につきましては、子育て支援策の一環として、東京都区部や多摩・島しょ地域の一部の市町村において、完全無償化、或いは時限措置など一定の要件を付す中で一部無償化を実施しており、こうした自治体間の対応のばらつきにより、居住している地域によって教育費負担に格差が生じてきております。

そのため、「学校給食費無償化へ向けた補助制度の創設」について、令和5年7月31日付けで、東京都市長会から東京都に対し、また、令和5年8月7日付けで、東京都市教育長会から東京都教育委員会に対し、「児童・生徒及び保護者が、居住する自治体によって大きな教育格差を感じることはないように、国や都による広域的な対応が必要であることから、給食費の全額補助が市町村の財源負担なく実現するように国に働きかけること。」

また、「この実現までの間は、都において、補助制度を創設するなどの財政支援を行うこと」を要望しております。

【生涯学習部長】

ご質問の3点目、大人のビブリオバトルについてご答弁申し上げます。

ビブリオバトルは、「人を通して本を知る」「本を通して人を知る」をキャッチコピーに全国に広がった「知的書評合戦」であり、「スピーチの訓練になる」、「いい本が見つかる」、「お互いの理解が深まる」といった効果をもたらされるコミュニケーションゲームであります。

全国の自治体において小学生から大人まで様々な年代を対象とした大会が実施され、特に、中学、高校及び大学におきましては、それぞれ全国大会が開催されるなど、大きな盛り上がりを見せております。

本市におきましても、平成17年度から、「中学・高校生の読書フォーラム」において「中学生の読書スピーチ」をプログラムに組み入れ、優劣をつけない形で書評の発表を実施しており、平成30年度から正式なルールにのっとり「ビブリオバトル」へと移行し、熱戦が繰り広げられております。

ご質問をいただきました、「大人のビブリオバトル」につきましては、出場者及び観覧者が、様々な視点からの書評に触れることにより、新たな読書分野の開拓や、人と人がつながり、交流、更には、地域の活性化にもつなげていくことが期待されます。

しかしながら、「大人のビブリオバトル」を成功させるには、開催に向けた機運を醸成する期間が一定程度必要であると考えます。

まずは、多くの方々に「ビブリオバトル」を知っていただき、興味を持っていただくため、例えば、近隣大学の読書サークル等と連携してビブリオバトルのイベントを実施するなど、指定管理者と協議し検討してまいります。

ひえの たかゆき 議員 一般質問

1 人が元気に暮らすまち昭島（生涯学習部）

（5）大神グラウンドへの屋根付きベンチ設置について

【生涯学習部長】

ご質問の1点目、人が元気に暮らすまち昭島のうち5点目の大神グラウンドへの屋根付きベンチ設置についてご答弁申し上げます。

多摩川の河川区域内にある大神公園、及びくじら運動公園につきましては、国土交通省より運動場として河川占用許可を受け、野球場、サッカー場、テニスコートを設置し使用しております。

運動場として使用するに当たっては、付帯施設として野球用バックネット、サッカーゴール、及び移動式トイレ等の工作物を、河川法に基づき国土交通省の許可を受け設置しておりますが、こうした工作物は、台風や集中豪雨時など、多摩川に洪水の危険がある場合には撤去し、安全な場所に移動する義務を負っております。

ご質問の各グラウンドやテニスコートに屋根付ベンチを設置する場合には、設置想定数が30基を超え、かつ河川敷特有の強風や、突風にも耐え得る構造のものを設置する必要があり、洪水の危険がある場合の撤去にも相当の時間を要するものと想定をしております

既に設置しているバックネット等を安全な場所に移動するだけでも12時間余りを要すると見込んでおり、これ以上の付帯施設を増設することには、困難性があるものと考えております。

八田 一彦 議員 一般質問

- 1 地域コミュニティについて（生涯学習部）
 - (2) 広域なコミュニティについて

【生涯学習部長】

ご質問の1点目、地域コミュニティについてのうち2点目の広域なコミュニティについてご答弁申し上げます。

まず、広域的に活動しているグループの把握についてであります。

本市におきましては、社会教育関係団体の登録団体一覧を毎年整備しており、市のホームページで公開しているほか、ご希望の方には社会教育課の窓口において一覧表を配付しておりますが、広域的に活動しているか否かの把握はいたしておりません。

次に、各施設における市民と市民以外の使用料の差についてであります。

S & D 昭島スタジアム及び陸上競技場につきましては、市民以外の使用料を市民の2倍に設定しておりますが、この取り扱いは、市民優先と、一定の使用料収入の確保を目的としたもので、近隣の自治体におきましても同様の取り扱いとなっております。

それ以外の施設につきましては、市民と市民以外の使用料に差はございません。

なお、施設予約につきましては、各施設により、市民の団体の優先予約期間等が設けられております。

三田 俊司 議員 一般質問

2 チャットGPTなどの生成AIの、行政や学校教育での活用について

(学校教育部)

【学校教育部長】

ご質問の2点目「チャットGPTなどの生成AIの、行政や学校教育での活用について」ご答弁申し上げます。

教育現場における生成AIの活用につきましては、小・中学校における教育活動への導入の適否を判断する際の参考とするよう、令和5年7月4日付け、文部科学省通知により、「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」が発出されました。

このガイドラインでは、適切な活用が考えられる例として、授業などで作成した英文を、より自然な英語表現にレベルアップするために、生成AIを英会話の相手として活用することや、児童・生徒が議論やまとめを行った上で、足りない視点を生成AIが見つけ、議論を深めるために活用することなどが挙げられております。

また、不適切な活用例として、生成AIを用いて作成した、作品やレポート、作文などを、あたかも子ども自身が作成した成果物とすることや、人と人との自然なやりとりの中で行われる相談を、安易に生成AIに対して行わせることなどが挙げられております。

また、その他の留意事項として、個人情報保護等を十分に踏まえることや、13歳未満は使用させない、中学生は保護者の同意を要することなどが示されております。

本市では、このガイドラインを全校に周知するとともに、7月の校長会・副校長会において、生成AIの活用については十分な検討が必要であり、夏季休業期間中の宿題等についても、生成AIを用いて作成した読書感想文やポスターなどを、自身の成果物として提出することがないように、児童・生徒に注意喚起するよう周知いたしました。

今後におきましては、生成AIを活用することのメリット、デメリットをよく理解した上で、活用の適否、活用する場合はその範囲、活用上のルールなどを明確にしていけるよう、検討を進めてまいります。

なかお フミト 議員 一般質問

3 不登校・ひきこもりへの昭島市による支援について（学校教育部）

- (1) 昭島市の不登校・ひきこもりの現状と対応策について
- (2) 市民の生活状況に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）について
- (3) 不登校・ひきこもりの長期化を防ぐために昭島市が行うべき支援について
- (4) 不登校・ひきこもり支援のための居場所づくりについて
- (5) 不登校・ひきこもりについての相談・支援の窓口について

【教育長】

誰もが安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会をもち、様々な人との関わりを通して、生き生きと過ごせる社会の実現へ向け、それに資する環境を整備していくことが、大変重要であります。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によります、小・中学校の不登校児童生徒数は、9年連続で全国的に増加をしており、令和3年度には約24万5,000人と過去最多となっております。

本市におきましても、不登校の児童・生徒数は、小・中学校ともに増加をしており、不登校をきっかけに引きこもり状態になる場合もあることから、無理に登校を急がせないなど、個々の事情に応じたきめ細かな対応が必要となっております。

また、不登校を未然に防止するため、児童・生徒の良いところを直接、言葉にして伝えることを通して、自己肯定感を高め、学校が「心の居場所」、「きずなづくりの場」、「個に応じた学びの場」となるよう、楽しい学校づくりを進めております。

不登校・ひきこもりは、様々な要因が絡み合っ起こり、その対応もそれぞれに即して適切に行うことが肝要であります。そのため、家庭と緊密に連携をとり、学校や社会との関係ができるだけ途切れないよう、当事者や保護者の声によく耳を傾けながらの寄り添った支援に努めております。

当事者にある複雑化、多様化した悩み事を長く抱え続けずすむように、関係機関や専門機関、専門家などと様々に連携することや、相談しやすい環境の整備、積極的な情報提供など、当事者に寄り添った支援のより一層の充実に努めるとともに、教育機関や福祉機関をはじめとする地域連携ネットワークを強化し、不登校・ひきこもり支援の充実に努めてまいります。

【学校教育部長】

ご質問の3点目「不登校・ひきこもりへの昭島市による支援について」のうち、1点目の「昭島市の不登校・ひきこもりの現状と対応策」についてご答弁申し上げます。

昭島市立小・中学校の令和4年度における不登校の児童・生徒数は、小学生は104人、中学生は132人で、前年度と比較して、小学生は22人の増、中学生は33人の増となっております。

また、コロナ禍前の令和元年度における不登校の児童・生徒数は、小学生は35人、中学生は94人であり、令和4年度は、小学生は約3倍、中学生は1.4倍に増加しております。

この急激な増加の主な原因として、1点目といたしましては、コロナ禍による社会的な環境の変化が挙げられます。

児童・生徒は、人との距離をとる生活が求められ、感染不安をはじめ、ストレスを感じやすい環境の中で日常生活を送り、登校する意欲が湧きにくい状況や生活リズムが乱れやすい状況にあったこと等が考えられます。

2点目は、不登校についての考え方の変化が挙げられます。

児童・生徒が登校したくない気持ちをもった場合、まずは共感的に受け止め、オンライン学習をはじめ、過ごしやすい学習環境を選べるように配慮するようになったことから、従来の不登校の対応とは異なり、学校への登校を焦らなくなった児童・生徒の増加が考えられます。

これらの児童・生徒への対応として、各小中学校では、別室登校の環境を整え、教員や支援員などが個別に学習や相談に応じております。

更に、本年度新たな対応として、成隣小学校と清泉中学校、多摩辺中学校においては、東京都の支援を受け、不登校児童・生徒の居場所について、教室とは雰囲気異なるアットホームな環境整備を図るとともに、人的配置も実施しております。

また、清泉中学校においては、スクール・カウンセラーを通常の2倍の76時間配置し、支援の充実に努めております。

昭和中学校と多摩辺中学校においては、不登校加配教員が配置されていることから、両校の取組事例を11月に市内全校に発表し、各校の不登校対応の充実に生かしてまいります。

次に、細目3点目の、「不登校・ひきこもりの長期化を防ぐために、昭島市が行うべき支援について」であります。

はじめに、教育支援室への入室に至らなかった場合につきましては、学校で別室登校による学習やオンライン授業、教員や学校と家庭の連携推進事業支援員、スクール・ソーシャル・ワーカーによる訪問支援などを行い、児童・生徒、保護者との関係づくりや、学習支援を定期的、継続的に行っております。

また、指導主事とスクール・ソーシャル・ワーカーが、不登校児童・生徒の多い学校を訪問し、対応状況の把握と助言を行うほか、学校やアキシマエンスで行うケース会議にも参加し、関係機関の紹介など、問題の即時対応と支援に努めております。

次に、「アウトリーチ型」の支援についてであります。

本市におきましては、現在、スクール・ソーシャル・ワーカーが、保護者の要望により、家庭のほか希望する場所への訪問支援を行っております。

そのため、今後もこれまでの取組を継続するとともに、他市における取組も参考とする中で、本市としてどのような取組が可能となるか検討してまいります。

美座 たかあき 議員 一般質問

- 1 コミュニティ・スクールについて（学校教育部）
 - (1) 学校運営協議会の委員選任について
 - (2) 学校運営協議会の運営について
 - (3) 制度の設置にともなう変化について
 - (4) 教員の負担について
 - (5) 児童、生徒の意見を反映する仕組みについて

- 2 学校水泳授業の民間利用について（学校教育部）
 - (1) 授業時間の増減について
 - (2) 教員の負担軽減について
 - (3) 運用実態の把握について
 - (4) 今後の展開について

【教育長】

「地域とともにある学校づくり」、そして「学校を核とした地域づくり」が、コミュニティ・スクールのキーワードであります。また、「地域総がかりの教育」を具現化するため、その基盤となるのがコミュニティ・スクールであると捉えております。

学校は、子どもたちの学び舎であるとともに、地域共通のシンボルでもあります。子どもたちや学校のために、保護者や地域の方々などによる学校への支援は、これまでも常に取り組みながら、今日まで脈々と引き継がれてまいりました。

こうした中、ご質問にございましたとおり、令和4年2月には、文部科学省より「教育進化のための改革ビジョン」が公表され、全ての学校においてコミュニティ・スクールの導入を加速し、令和4年度から6年度までを重点期間として集中的に取り組を進めることが示されました。

これらを背景として、本市におきましても本年度より、学校と家庭、そして地域の方々連携・協働し、共通の目標やビジョンを持った学校運営と、「学校を核とした地域づくり」を目指すコミュニティ・スクールを、武蔵野小学校、つつじが丘小学校、瑞雲中学校の3校において導入し、「対話と信頼に基づく、地域に開かれた学校運営の実現」に努めております。

また、令和4年3月には、文部科学省より「コミュニティ・スクールのあり方等に関する検討会議の最終まとめ」が公表され、教育委員会が主体的・計画的に全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、導入後も学校運営協議会を効果的に運

営するため、継続的な支援を行うことなどが示されております。

現在、コミュニティ・スクール以外の学校におきましては、これまでどおり学校評議委員会を設置し、委員の皆様にご支援をいただいております。「地域に開かれた学校づくり」に努めております。

今後は、こうした学校におきましても、保護者や地域住民の方々など、多様な人材が学校運営に参画する「持続可能な地域とともにある学校づくり」を目指して、既に実施している3校の検証・評価を踏まえながら、段階的なコミュニティ・スクールの導入に向け検討を深めてまいります。

【学校教育部長】

ご質問の1点目「コミュニティ・スクールについて」ご答弁申し上げます。

はじめに、「学校運営協議会の委員選任について」であります。

構成委員は、昭島市学校運営協議会規則に基づき、対象校の校長より委員の任命に関する申し出があり、同規則に基づき教育委員会が任命しております。対象校の管理職以外に選任された委員は、PTAや自治会関係者の代表といった役職で選出された方と、民生児童委員や保護司など、地域在住の専門的な知識を有する方々であります。

昨年度まで学校評議員を務めていただいた方々が多数を占めておりますが、学校運営協議会制度の目指すところを十分に把握されている方々であり、学校評議員とは役割と権限が異なるため、無理のないところから学校運営の改善や、充実を図っていただけるものと期待をしております。

次に、「学校運営協議会の運営について」であります。

学校運営協議会の実施回数につきましては、協議会の目的が、学校運営の改善並びに児童・生徒の健全育成を図ることから、継続的に学校の教育活動を把握し、意見を述べる機会を設定することや、無理のない運営から始めることを考え、会議の回数を年間5回といたしました。

構成人数につきましては、様々なお立場からご意見をいただくため、学校評議員の定員を8名以内としていることを基に、学校の管理職を加えた10名以内を学校運営協議会の構成定員といたしております。

現在、対象校より会議の回数の増加や構成員の増員を希望する声は上がっておりませんが、今後の協議会の運営状況や要望を基に、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

任期につきましては、6月1日から翌年度の5月31日までの1年間とし、再任を妨げません。学校管理職等の異動もあることから、学校が委員を推薦し、無理なく任命を行えるよう6月開始といたしました。

次に、「制度の設置にともなう変化について」であります。

コミュニティ・スクール設置に伴う、新たなプログラム及び事例につきましては、今年度導入した対象校は、これまで取り組んできた教育活動を、学校運営協議会と連携して発展的に実施しております。一例といたしまして、今まで地域のボランティアの方々に依頼していた芝生の手入れや花壇の整備について、環境整備のための委員会を発足させ活動しております。また、学校行事ごとに担当教員が保護者や企業に協力依頼を行っていた事前準備を、学校運営協議会委員と連携して進めることができるようになり、これもコミュニティ・スクールの特徴的な変化といえます。

次年度の教育課程の承認や教員の任用に関する要望については、新たにご検討いただく内容として委員の方々にお伝えしております。対象校が検討した内容につきましては、教育委員会に報告され、保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営の実現につながるものと考えております。

次に、「教員の負担について」であります。

学校運営協議会委員はどの学校も、教員側から参画するのは管理職のみですが、説明要員として、担当教員が協議会に参加する場合もございます。

協議会は、平日の勤務時間内や、土曜日の授業参観、学校行事の時に設定され、教員の勤務時間内に実施しております。

また、年度当初に作成した協議内容の計画をもとに、副校長や副校長補佐が会議資料の準備を行い、協議会の司会は、協議会の会長が務めております。会議開始時刻前に、会長と副校長が打ち合わせを行うなど、教員に負担がかからない運営方法を、それぞれに工夫しながら実施をしております。

次に、「児童・生徒の意見を反映する仕組みについて」であります。

学校では児童会や生徒会が企画し、児童・生徒主体で行う行事や児童・生徒アンケートの実施など、学校生活について児童・生徒の意見を吸い上げる機会を複数回設定しております。学校運営協議会で教育活動の充実や改善について協議を行う際に、児童・生徒の意見を委員が直接聴く機会がなくとも、間接的に意見を反映する仕組みは整えられると捉えております。

今後は、学校の課題解決や教育活動の充実のため、学校運営協議会と教職員、児童・生徒が互いに意見を交換し、交流する機会をつくるなど、それぞれの学校運営協議会が段階的な工夫に取り組めるよう支援してまいります。

次に、ご質問の2点目、「学校水泳授業の民間利用について」ご答弁申し上げます。

はじめに、「授業時間の増減について」であります。水泳指導業務委託導入前の令和4年度における水泳授業の実施時間は、小学校においては平均6.5時間で、本年度実施した民間施設を活用した授業時数は6時間としており、授業時間数といたしましては0.5時間の減となっております。

次に、「教員の負担軽減について」並びに「運用実態の把握について」であります。光華小学校の既に水泳授業を終了した学年の児童、及び教員、保護者を対象に、水泳授業を受けた感想や、教員の負担軽減に関する項目を含めたアンケート調査を実施し、事業の評価・効果の検証に向けた集計作業を進めております。また、二学期に水泳授業を実施するつつじが丘小学校につきましても、水泳授業の終了後にアンケート調査を実施し、「教員の負担軽減」並びに「運用実態の把握」に努めてまいります。

次に、「今後の展開について」であります。本年度も学校における「水泳授業」では、熱中症の危険などにより中止の判断をした授業もあります。

本事業の評価・検証の結果から、安全・安心で、安定した「水泳授業」の実施に資するものとなり、教員の働き方改革に資するものとなれば、更なる展開を視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

佐藤 文子 議員 一般質問

2 小・中学校の給食無償化に昭島市として踏み出すことを求める（学校教育部）

（1）全国で広がる「学校給食無償化」についてその意義・必要性をどのように捉えているか

【学校教育部長】

ご質問の2点目「小・中学校の給食無償化に昭島市として踏み出すことを求める」の「全国で広がる「学校給食無償化」についてその意義・必要性をどのように捉えているか」についてご答弁申し上げます。

学校給食は、児童・生徒に栄養バランスに優れた豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進が図られ、健全な心と身体を培い、さらに食への関心を高めるなど、子どもたちの健やかな成長のために大切な役割を担っております。

学校給食費の無償化につきましては、全国的にも、東京都区部や多摩・島しょ地域の一部の市町村においても、完全無償化、或いは時限措置など一定の要件を付す中で、無償化を実施している自治体があることは承知をいたしております。

学校給食費の無償化は、子育て支援策の一環として、保護者の経済的負担の軽減に繋がるとともに、少子化対策、物価高騰対策にも資するものと考えますが、無償化を実施するためには、新たに多額の自主財源が必要となり、財源の確保が見通せない現時点において、無償化に踏み切ることには困難性があるものと考えております。

昨今の学校給食費無償化の動きにより、自治体間の対応にばらつきが生じ、居住している地域によって教育費負担に格差が生じております。

そのため、「学校給食費無償化へ向けた補助制度の創設」について、令和5年7月31日付けで、東京都市長会から東京都に対し、また、令和5年8月7日付けで、東京都市教育長会から東京都教育委員会に対し、「児童・生徒及び保護者が、居住する自治体によって大きな教育格差を感じることがないように、国や都による広域的な対応が必要であることから、給食費の全額補助が市町村の財源負担なく実現するように国に働きかけること。」

また、「この実現までの間は、都において、補助制度を創設するなどの財政支援を行うこと」を要望いたしております。

ゆざ まさ子 議員 一般質問

1 子育て支援体制の強化について（学校教育部）

(4) 就学援助世帯について

(5) 食材費負担軽減の取組について

【学校教育部長】

ご質問の1点目「子育て支援体制の強化について」のうち、はじめに4点目の「就学援助世帯について」ご答弁申し上げます。

就学援助につきましては、経済的な理由で就学が困難な児童及び生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの就学に必要な費用を援助し、義務教育の円滑な遂行を図ることを目的に実施しております。

就学援助のうち、修学旅行費や宿泊学習費につきましては、就学援助を受けるご家庭におきましても、旅行業者などにその費用を事前にお支払いいただき、事業実施後の学校からの実施報告に基づき、実費相当額を支給しております。

一方で、就学援助を受けるご家庭が、校長に就学援助に係る金銭の取扱いについて委任した場合には、就学援助費は校長口座に入金し、学校徴収金として学校が管理し、旅行業者に支払いをすることとなります。

このため、就学援助を受けるご家庭が事前に旅行業者などにお支払いいただく必要はございません。

令和4年度における、この制度を活用した児童・生徒の割合は、就学援助を受けた児童・生徒のうち、約8.4%となっております。

この校長への委任制度につきまして、教育委員会と学校が連携を図り、様々な機会を通じて丁寧な周知・啓発に努めてまいります。

次に、5点目の「食材費負担軽減の取組について」についてご答弁申し上げます。

本市におきましては、学校給食費として保護者にご負担いただく費用と、市の食材料費購入補助金により、安全で安心な食材料を調達しております。令和4年度においては、コロナ禍における物価高騰への対応策として、地方創生臨時交付金を活用する中で、これまでの市の補助金1食あたり6円を24円に増額し、保護者にご負担を求めることなく、安全で安心な学校給食の提供に努め、令和5年度も引き続き、財政調整基金を充て1食あたり24円の補助を継続して実施しております。

この補助金の拡充につきましては、新たな財源を必要といたしますので、物価の動向や社会経済状況の推移、国や東京都の支援の動向などに注視しながら、可否について検討してまいります。